

## 「知的障害者の体育指導」受講生の満足度に関する調査

津田龍佑<sup>1)</sup>, 阿部 崇<sup>2)</sup>, 齋藤まゆみ<sup>3)</sup>, 後藤邦夫<sup>4)</sup>

### 1. はじめに

文科省は、2001年に21世紀の特殊教育の在り方、そして、2003年に今後の特別支援教育の在り方を発表し、これまで特殊教育と呼ばれていた障害のある子どもの教育を、特別支援教育と名称を変え内容的にも大きな改変をした。その理由は以下に示すとおりである(図1, 2)。

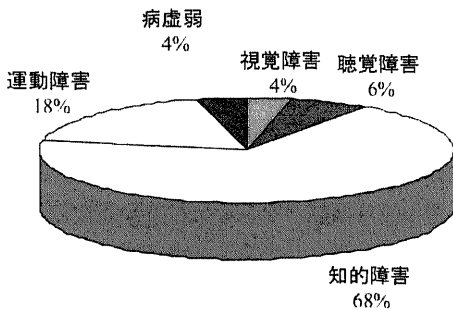


図1 特別支援学校在籍児童生徒の障害の比率

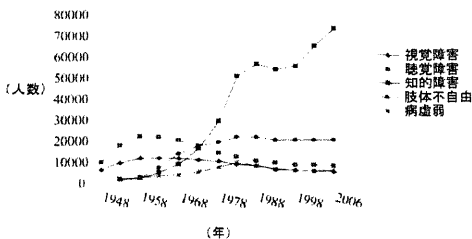


図2 特別支援学校在籍児童生徒数の変遷

- ①障害の多様化重複化
- ②障害のある子どもの増加
- ③これまで障害と認定されなかった子どもたちの顕在化

大きな変更点をあげると、これまでの障害児教育は、「その能力に応じて・・・」と記されている教育基本法に基づき、学校教育法施行規則で障害の種類と程度に応じて就学先を規定していた。例えば、視覚障害の子どもは盲学校や弱視学級で、聴覚障害の子どもは聾学校や難聴学級で教育を受けてきた。しかし、障害のある子どもの学校を全て特別支援学校と呼称し、今までのように、視覚障害のある子どもは盲学校や弱視学級に進学という就学基準を弾力的に運用し、個々の子どものニーズに配慮した形で他障害の学校も就学先に選択できるようにし、教育を展開することとなった。それゆえ、肢体不自由が主障害であっても知的障害の教育を主として展開している特別支援学校に通う、あるいは視覚障害が主障害であっても知的障害の子どもを主として教育する学校に就学するということを法的に保障するようになった。これまでも、盲学校は全国に71校、聾学校は110校しかなく、自治体の面積に対して設立されている学校数が少ないため、主たる障害に対応した学校に就学せずに自宅周辺の他障害の学校に就学している例は見られたので、それを追認する形を整えたといえる。同時に、これまで慣例として用いられてきた就学基準の弾力的運用を求め、障害があっても環境が許せば通常の学校に通うことを許可することを教育委員会に求めている。その結果、今後は、障害の

1) 筑波大学体育センター  
 2) 筑波大学附属大塚特別支援学校  
 3) 筑波大学人間総合科学研究科  
 4) 日本知的障害者スポーツ連盟

ある子どもの通常の学校への就学が増加することが予想される(現在増加傾向にあるか否かは調査がないので不明であるが、感覚器障害や運動障害のある子どもが通う学校では、単一の障害の子どもの数が減少している。このことから、単一の障害のある子どもは通常の学校に就学していることが推察される)。このことは、文科省が世界の流れに沿うよう(注1)積極的に統合教育にとり組んでいく姿勢の表れではないかと思われる。

しかし現在は制度の改定から間もないため、その結果について明確には判断できないが、移行過程にある学校現場では戸惑いと混乱の声が聞こえてくる。制度の改定に伴い、人的・経済的な担保がなく現状の人的配置のまま新しい職務を設けることを求められたらそのような声上がることは理解できなくもない。しかし、より問題なのは理念や方法論の理解が不十分なまま通常の学校では障害のある子どもを、障害児学校ではこれまでと違った異種の障害を有する子どもを受け入れることになるので、その影響を最もこうむるのは障害のある子どもたちであることである。特に、体育という教科は、身体を動かす活動を伴うことが多いので、安全の確保からはじまり、コミュニケーションの確保、学習内容理解の保障などの様々な問題が生じてくる。その結果、伝聞するところによれば、見学や得点係と言った参加の形態を余儀なくされる、あるいは教室で自習または見学と言った状況におかれ、積極的に授業に参加できていないという。

かたや特殊学校における教員の特殊教育免許保持率は向上したとは言え、現在も60%程度であり、その60%の中で体育の免許保持者の比率について言えばもっと低いことが予想される。体育と特殊教育双方の免許を取得するということは、教員養成大学でも現状の教員養成システムの中では困難なようである。4年間で双方の免許を取得できる大学は、筑

波大学、順天堂大学、仙台大学他あまり数が多くないことや、体育教員を志す者で特殊教育を同時に志望する学生の少なさが免許保持率の少なさに通じていると思われる。現在は多くの自治体で、教員採用時に特別支援学校に採用されたものは、一定の期間内で免許を取得することを義務付けられる。しかし、その間、大学時代に障害のある子どもについて学んだことは、介護体験実習のときだけという殆ど知識も経験もない新人に指導を受ける子どもたちに学習内容を保障して行けるのであろうか?といった疑問もわく。

そのような現状を考慮し、これまで体育センターでは知的障害児学校の教員を対象に、『知的障害児の体育指導』を公開講座として開催してきた。この講座の特徴は、前述したような背景を考慮し、筑波大学のマンパワーを生かして視覚障害や聴覚障害の体育指導の専門家も講師に招き、さまざまな障害にも対応できるよう配慮していることである。

本稿では、現場の特別支援教育体育担当教員が有する日ごろの教育活動における問題点に対して本講座が果たした役割を調査した。

#### 注1

1994年国連とスペイン政府共同で開催されたサラマンカ宣言

著しい不利と障害をもつ子どもを含む全ての子どもがきちんと教育を受けられる子ども中心の教育を展開すべきであり、障害があっても近隣の学校に通学すべきで特別な学校に通学する場合もケースバイケースで考慮し、その場合でも完全に分離すべきでなく通級で指導する教育形態を考慮する。

日本は教育基本法3条で、国民はその能力に応じた指導を受ける権利があると述べているので、日本の考え方とは少し距離がある。

## 2. 授業概要

### (1) 受講者

受講者は特別支援学校、学級の職員および障害者スポーツセンター等の職員46名であった。本講座は指導者7名の他、補助員1名により実施された。

### (2) 実習期間および実習場所

講習は、平成20年8月6日～8日に実施された。時間はいずれも9:00～16:30までであった。講習中は、筑波大学のクラブハウス、バスケットボール場、体操場などの施設を利用した。

### (3) 講習のねらいおよび講習の流れ

本講習の主なねらいは次のとおりである。

- ・障害児教育の新しい状況を考慮して知的障害を中心に、視覚、聴覚、肢体不自由のある子どもの体育指導の配慮点や教材に対する理解を深める。
- ・フライングディスク指導法やいろいろな教材に対する理解を深める。

これらのねらいを達成するために作成した本講習の流れは表1に示したとおりである。

表1 3日間の講習の流れ

	午前	午後
1日目	特別支援教育 知的発達障害児の体育指導	フライングディスク
2日目	聴覚障害児・肢体不自由児の理解	知的障害児の体育教材
3日目	視覚障害児の理解 知的障害児の生涯スポーツ	障害児学校における体育教材

## 3. 講習内容に対する受講者の評価

### (1) 1日目午前

午前には、特殊教育から特別支援教育に転換した結果、通常の学校で障害のある子どもの在籍率がどのように変化していったかを茨城県の義務教育段階を対象として行った調査をもとにした講義と、知的発達障害児の体育指導についての歴史と現状、その意義につい

での講義を行った。表2に、この時間に対する受講者の評価を示した。

多くの時間を費やした知的発達障害児の体育・スポーツ教育については、歴史と現状、そして意義、指導の方法など多岐にわたっていたので、受講者それぞれも受け取り方が多様であった。それでも体育の意義に対する評価が最も多かったことは、受講者が、体育のあり方について日頃から問題意識を持っており、それに対する自分なりの解答が得られたからではないだろうか。2番目に多く回答が寄せられたのは、定義や歴史に対する項目であった。毎年講習会を開催し感じることはあるが、知的発達障害に係わる教育に従事している人たちの集まりであるのに、初めに知的発達障害の定義について質問をすると正確に把握していない人が多い。文科省は、特別支援教育諸学校に勤務する教員の特別支援教育免許保持率が約60%、同時に昨年度特別支援教育に勤務した初任者の約半数しかその免許を持っていないと発表しており、その結果がこのような形となって表れているのかもしれない。それゆえ、この時間の講義の目的は、知的障害のある子どもたちの体育やスポーツがどのようにして教育されてきたの

表2 1日目午前の講義に対する評価

回答の内容	回答数
特別支援教育について	3
憲法	1
知的発達障害の定義や歴史	6
生涯スポーツの重要性	4
日本における早期からの単元学習	1
全体的な講座、データ	1
障害者スポーツの歴史や現状	4
知的障害児にとつての体育授業の意義	8
小学部からの多様な経験	1
小・中・高の連携	1
指導者の意識	2
言葉の確認	1
知的障害児	1
科学的データにもとづくスポーツの必要性	1
問題意識を共有できたこと	1

か、そしてどのような意義を持っているのか、また、現状はどのようにになっているのかを概括し、生涯にわたってスポーツを楽しむことの重要性に気づいてもらうことにあった。その目的に沿って評価をすると、意義についての回答は多かったと言えるが、生涯スポーツの重要性に対する回答は期待したほど高くなかった。そこに至るよう、講義の内容を再考する必要があると思われた。

## (2) 1日目午後

午後には、全国障害者スポーツ大会に採用されている競技であり、また、単独で全国大会を開催している競技でもあるフライングディスクの講義を交えての実技指導を行った。この時間に対する受講者の評価を表3に示した。フライングディスクは前述したように、全国障害者スポーツ大会に採用されている競技である。この競技は、障害の別なく水泳や陸上競技と同様に、視覚や肢体不自由の障害のある人たち、そして知的障害の人たちも参加するので、障害児学校の教材としてもとりあげやすく、学校在籍中に技術を身につけておくと生涯スポーツとして、あるいは競技スポーツとして大会にも参加でき卒業後も楽しむことができる。また、ディスクの価格も安く、指導上比較的危険が生ずる機会が少ないので安全に指導ができる。さらに、単純に遠くに投げる、あるいは的を狙って投げるなど、指導目的とする内容も広く奥の深いスポーツである。そういった理由でこの教材を

表3 1日目午後の講義に対する評価

回答の内容	回答数
指導の重要性	4
指導方法(ポイント)	9
再学習になった	1
教材としての価値	26
思うようにいかないこと	2
ディスクのスポーツとしてのおもしろさ	7
指導を受けたこと	3

特に選択して技術の指導を試みたが、受講者の半数以上が我々の意図通りに教材としての価値を感じ取っていたこと、また、これまで指導していた人たちも、具体的な指導のポイントをこれまで以上に学びとっていたことが読み取れた。ただ、自由記述の中に、夏の体育館の高温に悩まされたというものがあり、時間的な配慮が必要であることを考えさせられた。

## (3) 2日目午前

午前には、聴覚障害児と肢体不自由児の体育指導について具体的な教材を提示した講義があった。これまでの特殊教育は、障害の種類と障害の程度にあわせて学校・学級を設置し、そこで教育を行ってきたが、2003年にその方法を特別支援教育と改めることによって、子どものニーズに合わせて教育を行うとし、これまでの盲、聾、養護学校という名称を改め、すべての特殊教育諸学校を特別支援学校と統一した。これによって、特別支援学校は多様な障害のある子どもが在籍する学校となった。実際のところ、これまでも肢体不自由と知的障害の障害を併せ持つ子どもは、肢体不自由か知的障害の子どもが通う学校のいずれかを選択し、学校教育法施行規則に拘束されずに在籍していた。今回、公にそのことを追認した結果と言える。それゆえ、従来のように、単一の障害を想定した教育現場ではなく、単一の障害に関する知識だけでは複数の障害に十分に対応できないから、当然多様な障害、あるいは指導法に関する知識や指導技術が必要となる。今回の講習もそのようなことを背景にしてこれらの時間と翌日の視覚障害の子どもへの指導に関する時間を設けたわけであるが、教育経験の長い附属学校の教員からの知的障害以外の指導に関する教材の工夫や配慮事項についての話を理解することができたものと思われる(表4)。

表4 2日目午前の講義に対する評価

回答の内容	回答数
指導上特性や注意点に配慮し、工夫すること	23
肢体不自由・聴覚障害に関する知識	16
小・中・高一貫教育の在り方	2
目標の立て方	3

#### (4) 2日目午後

午後には、筑波大学附属大塚特別支援学校(主として知的障害対応)で作成されて用いられている様々な教材を紹介した。新聞紙、ペットボトルなど身近にあるものを用いて作成された教材の数々が提示され、同時に、筑波大学特殊体育研究室が近隣の障害のある子どもたちを集めて行っているプログラムで用いられている教材も紹介され、後半の時間には受講者に触れてもらった。受講生の殆どは、明日の授業の参考になるものを求めてこの講習を受けているともいえるため、この時間が最も熱気があった。ここに回答結果をあげるまでもなく身近なものを利用した教材に対して多くの評価が集まった(表5)。また、「身近なものを利用した教材」と回答をまとめたが、新聞紙やペットボトルなど簡単に入手でき、ひと工夫することで教材としていろいろな使い道があることを理解してもらえた点に、我々としても満足している。また、子どもの興味関心を喚起するためには、「色」や「音」などを用いることが有効であることを伝え、ホームセンターなどで売られている物を、本来の目的以外の用途に使うと面白いものができることを話し、防災グッズのサイレンや警告灯などを講義時に示した。その点に

表5 2日目午後の講義に対する評価

回答の内容	回答数
身体の使い方	1
授業の導入に生かせる	1
気がついたら運動していたこと	1
身近なものを利用した教材	47
友人や教師とともに体を動かす楽しいゲーム	1
説明のしかた(レジュメ、パワーポイント)	1
進め方(短時間でポイントを絞っていた)	1

についてはこの表には現れなかったが、講義のときかなり白熱した議論が展開され、受講者からもいろいろな自作の教材の報告があった。なお、感想として、「個々の教材に対する情報交換の時間がほしかった」という意見もあげられていたのでこの時間の使い方を再考する必要性を感じた。

#### (5) 3日目午前

午前中の前半には、視覚障害の子どもの体育指導に関する配慮事項についての講義があった。知的障害のある児童生徒は、合併症として弱視や屈折異常などの視覚障害を有する者が多い。障害児の物の見方、手引きの方法など基本的な視覚障害指導に関する講義があり、日頃知的障害のことに絞って指導を集中しがちな受講者たちには講義の内容が新鮮であったようで評価が高かった(表6)。

後半の知的障害児の生涯スポーツでは、全国の特別支援学校の生涯スポーツに向けた斬新的な取り組みや、学校と地域との関係の構築、地域のマンパワーの導入などの話がされた。しかし、障害のある人のスポーツの特性(障害のある人のスポーツに関し、行政におけるその担当部局は、いわゆるスポーツを専門とする生涯スポーツ課や社会体育課等の部局ではなくスポーツを専門としない福祉課であること、地域のスポーツ指導者がスポーツ少年団などの競技スポーツに流れがちなこと、障害者スポーツ指導員制度が有効に活用されていないこと)が障壁となって、卒業後の地域における知的障害のある人のスポーツ活動に苦慮しているとの意見が受講者から多

表6 3日目午前の講義に対する評価

回答の内容	回答数
視覚障害児の体育の基礎	22
知的障害児のスポーツや運動の重要性	11
視覚障害者のスポーツ映像	4
教材の作り方・活用方法	1
体育授業の先の余暇の充実	13
「相手は自分」というスポーツ哲学	1

く出された。また地域における余暇活動の充実に関する方法論の詳細に関する講義の希望がいくつか出された。

#### (6) 3日目午後

午後は、筑波大学の附属特別支援学校4校で用いられている教材を展示し、受講者に実際に触れてもらい指導に役立ててもらおうことをねらいとした内容であった。

前述したが、受講者の多くは明日の授業に役立てたいと思って受講をしているので、実際に様々な教材を提示して触れてもらった(表7)。障害のある子どもの学校あるいは学級は、どこも例外なく集団の能力差が大きいことから、我々の意図としては提示した教材を自分の指導する集団に即してアレンジして使ってもらおうことにあったが、中には「自分のクラスには使えない」という意見をぶつけてくる受講者もあり、また、下記に示したような意見も寄せられ、あらためて障害児学校・学級の教員に対する講習会の難しさを感じた。

- ・教材には動きのコントロールを必要とする部分が多かった。スポーツにはそういう部分が必要とされることも多いが、小学校段階で育てるべき動きである楽しんで動ける部分を紹介していただけると中・高でも発展していける。
- ・自分たちで考えてみる交換の場があればさらにいいのではないのでしょうか。
- ・ゴールボールをチーム戦でできるとよかった。
- ・フライングディスクの技術を高めたかった。手作り教材もたくさん見て体験して

表7 3日目午後の講義に対する評価

回答の内容	回答数
各種教材を実際に使ってみたこと	27
新しい教材	5
他障害種の体育内容	1
IT・機器を用いた指導	1

みたかった。

- ・社会的背景を意識しながら教材や内容を考えていきたい。

#### 4. まとめ

ほとんどの受講者は、自分の今後の授業実践に関して得るものを求めて講習に参加をしているので、今回の講習に対する評価を提供した教材が役立つか否かに関して尋ねることによって判断をした。その結果、肯定的な評価が多く(表8)、講習担当者としては満足しているが、今後開講継続に向けた資料を得るために、講習に加えてほしい内容を自由に記述してもらい、まとめたものを表9に示した。

表8 本講習会に対する評価

回答の内容	回答数
役に立った	39
役に立てたい	1
非常に役に立った	1
どちらともいえない	1

表9 今後の講習に反映させてほしい内容

回答の内容	回答数
肥満対策を念頭に置いた体育の指導	3
重度・重複障害のある子どもの指導	7
モチベーションの高め方	4
能力差に対応した授業の進め方	4
教育課程の考え方	5
保健の指導(性教育)	1
講習日程	1

もっとも多かった希望は、重度・重複障害のある子どもの指導に関する内容で、特別支援教育となってから、障害の多様性も増した上に、障害の程度も重くなってきており、今までの教育手法では指導が十分行き届かないといった背景がこのような声として出されたと思われる。もともと障害のある子どもの学級や学校は、能力差があることは前提であった。しかし、最近は重度・重複障害のある子

どもの増加に伴ってこの能力差がさらに大きくなったと言えるのではないか。また、自閉症の子どものための指導法や教育課程の話を求める意見が散見されたが、これは、今まで以上に自閉的な傾向のある子どもの対策が必要といわれる教育現場のニーズが投影されている結果と思われる。現実には、自閉症の子どもに特化したクラスの設置や自閉症の子どものみを集めた学校などが設立されており、障

害児教育の中で自閉症児に関する教育のニーズは高まっている。これらのことを考慮すると、主催者がどこに焦点を当てて講習をするかは、解決が難しい困難な課題と言える。しかし、よりよい講習にするためには、その課題を解決しなければならず、できる限り受講者のニーズに即した講習内容を準備する必要があると考えられる。